

「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラム運用方針

令和 8（2026）年 4 月 1 日

栃木県県土整備部都市政策課

1 目的

本方針は、栃木県県土整備部都市政策課（以下、「都市政策課」という。）が運営する「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラム（tochigi_keikan）の運用に関する事項について定める。

2 基本方針

「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラムは、栃木県内の魅力ある景観に関する情報を発信することで、景観に対する興味・関心を深めることを目的とする。

3 運用方針

(1) 「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラムは、都市政策課の職員が以下のとおり運用する。

- ① 職員が必要に応じて不定期投稿する。
- ② ハッシュタグ「#とちぎの景観ギャラリー」を付して投稿された写真については本運用方針に同意したとみなし、職員が選考し「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラムに再投稿（リポスト・リグラム）する。
- ③ コメントには原則として対応しない。
- ④ 問合せについては都市政策課が対応する。
- ⑤ 利用者が「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラムにコメントを投稿する場合、法令違反、公序良俗に反するもの、特定の個人・団体を誹謗中傷するもの、その他運営者が不適切と判断するものに該当する行為を禁じる。また、この場合、事前に通告することなくコメントの削除や利用制限等をする場合がある。
- ⑥ 「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラムに掲載している全ての情報（写真及び文章等）に関する知的財産権（商標権や著作権などの全ての権利）は、栃木県及び運営者に帰属するものとし、引用など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

なお、「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラムが再投稿した情報に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。

- ⑦ 「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラムに投稿されたコメントに関して、栃木県及び運営者は一切責任を負わないものとする。また、「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラムによる投稿は、情報の正確性、完全性及び有用性について保証するものではない。

(2) 「とちぎの景観ギャラリー」インスタグラムでは、次の情報を発信する。

- ・栃木県内の景観に関する情報
- ・栃木県及び県内市町が主催する景観に関連するイベント情報

4 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は、都市政策課ホームページに掲載し、周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、変更した場合は、同ホームページを通じて周知する。